

一般社団法人日本ドラゴンボート協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ドラゴンボート協会と称し、英文表示はJapan Dragon Boat Association (略称JDBA)とし、漢字表記は、日本龍舟協会とする。

(目 的)

第2条 当法人は、日本を代表する唯一のドラゴンボート競技団体として、国際ドラゴンボート連盟 (IDBF) 並びにアジアドラゴンボート連盟 (ADB F) の一員として、日本国内のドラゴンボート競技の総括団体として責任を遂行することを目的とする。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ドラゴンボート競技の普及発展に関する企画及び指導
2. ドラゴンボート競技の技術向上に関する企画及び指導
3. 日本を代表する唯一のドラゴンボート競技団体として財団法人日本体育協会及び財団法人日本オリンピック委員会に加盟すること
4. 日本を代表する唯一のドラゴンボート競技団体として国際ドラゴンボート連盟 (IDBF) 並びにアジアドラゴンボート連盟 (ADB F) に加盟し、そのミッションに協力すること
5. 全国的なドラゴンボート競技会の主催又は後援
6. 地方的なドラゴンボート競技会の主催又は後援
7. ドラゴンボート競技の国際的試合の主催
8. ドラゴンボート競技規定及び細則等の立案並びに競技開催に関する諸計画の実施
9. IDBF、ADB F主催の国際大会への日本代表チームの派遣
10. ドラゴンボート競技を通じた青少年育成、社会福祉、社会貢献に寄与すること
11. 財団法人日本オリンピック委員会が行う環境保全活動に基づく環境保全活動の実践
12. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社員の資格)

第6条 会員は、次の6つに分類するものとする。

1. A団体会員
2. B団体会員
3. 個人会員
4. 終身会員
5. 都道府県協会・市町村協会
6. 名誉会員・法人会員・賛助会員

② A団体会員としての条件及び資格は次のとおりである。

1. A団体会員の登録は、構成員が15名以上で、かつ、全員が単一団体の所属でなければならない(重複登録禁止)。
2. 団体登録と共に所属するメンバーについても個人名での登録を行うと共に規定の年会費を納入しなければならない。
3. 本協会主催、主管の日本選手権競技種目及び、一般競技種目への優先的出場資格を有する。
4. JDBA、IDBF並びにADBFが管轄する内外の選手権レース及び招待レースの出場資格を有する。

③ B団体会員の条件及び資格は次のとおりである。

1. 団体登録する共に規定の年会費を納入しなければならない。
2. 本協会主催、主管する一般競技種目への出場資格を有する。
3. B団体会員として登録した団体とその構成員は、IDBF並びにADBFが管轄する内外の選手権レースには出場出来ない。

④ 個人会員の条件及び資格は次のとおりである。

1. 個人登録すると共に規定の年会費を納入しなければならない。
2. 本協会主催、主管の日本選手権競技種目及び一般競技種目への出場資格を有する。
3. JDBA、IDBF並びにADBFが管轄する内外の選手権レース及び招待レースへの出場資格を有する。

⑤ A団体会員、B団体会員、個人会員、終身会員及び都道府県協会をもって一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

（入 会）

第7条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

（経費の支払義務）

第8条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。社員については、本条の会費を法人法第27条に規定する経費とする。

（社員名簿）

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退会又は社員）

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。なお、社員である会員については退社と読み替えるものとする。

1. 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2. 死亡又は解散

3. 総社員の同意

4. 除名

② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

（招 集）

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ

め理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 各社員の社員総会における議決権は、下記のとおりとする。

1. 構成員が15名以上40名以内のA団体会員は、各1個の議決権を有する。
2. 構成員が41名以上のA団体会員は、各2個の議決権を有する。
3. B団体会員は、各1個の議決権を有する。
4. 個人会員は、各1個の議決権を有する。但し、A団体会員及びB団体会員の構成員は個人会員としての議決権を有しない。
5. 終身会員は、各1個の議決権を有する。
6. 都道府県協会は、各3個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、4人以上18人以内とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、3人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第21条 当法人に理事長1人、副理事長2人、事務局長1人、常任理事9人を置き、それぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 理事長、副理事長及び事務局長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- ⑤ 事務局長は、理事長を補佐し、当法人の事務手続を執行する。
- ⑥ 常任理事は、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(会長等)

第23条 当法人に会長、副会長を置くことができる。

- ② 会長、副会長は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第5章 理事会

(招集)

第24条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対し

て招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第25条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第28条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第29条 理事長、副理事長、事務局長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第30条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第32条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第33条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前 48番地の1(305-A)	櫻井 顯一
東京都江戸川区船堀一丁目1番26-146号	大野 伊三男
大阪府吹田市青山台二丁目3番1-104号	菖蒲 誠
大阪府摂津市千里丘二丁目6番33-2E号	谷 達也

(設立時役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	櫻井 顯一	大野 伊三男	菖蒲 誠	谷 達也
	後藤 幸弘	宮村 一	竹末 佳紀	原田 直己
	合田 靖海	長谷川 伸	木綿 紀文	柳迫 広
	山岡 伸一			
設立時監事	中村 英作	西川 京子		

設立時代表理事 (理事長)	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前 48番地の1(305-A)	櫻井 顯一
設立時代表理事 (副理事長)	東京都江戸川区船堀一丁目1番26-146号	大野 伊三男
設立時代表理事 (副理事長)	大阪府吹田市青山台二丁目3番1-104号	菖蒲 誠

設立時代表理事 大阪府摂津市千里丘二丁目6番33-2E号
(事務局長)

谷 達也

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本ドラゴンボート協会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士田中史子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成21年9月24日

設立時社員 櫻 井 顯 一

設立時社員 大 野 伊 三 男

設立時社員 菖 蒲 誠

設立時社員 谷 達 也

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 田 中 史 子